

第22期第1回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年4月15日(木) 13:30～
場 所 福島県庁 本庁舎2階 第2特別委員会室
(福島市杉妻町2番16号)

- 1 開 会
- 2 知事挨拶
- 3 委員紹介
- 4 仮議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事
 - (1) 議案
 - 議案第1号 会長、会長代理の互選について
 - 議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について
 - 議案第3号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について
 - 議案第4号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
 - 議案第5号 福島県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について(諮問)
 - 議案第7号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件(諮問)
 - 議案第8号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件(諮問)
 - 議案第9号 小型定置漁業の制限措置の内容を定める件(諮問)
 - (2) 報告事項
 - ア 令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について
 - イ 第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 7 閉 会

第22期第1回福島海区漁業調整委員会出席者名簿

日 時:令和3年4月15日(木)13:30～

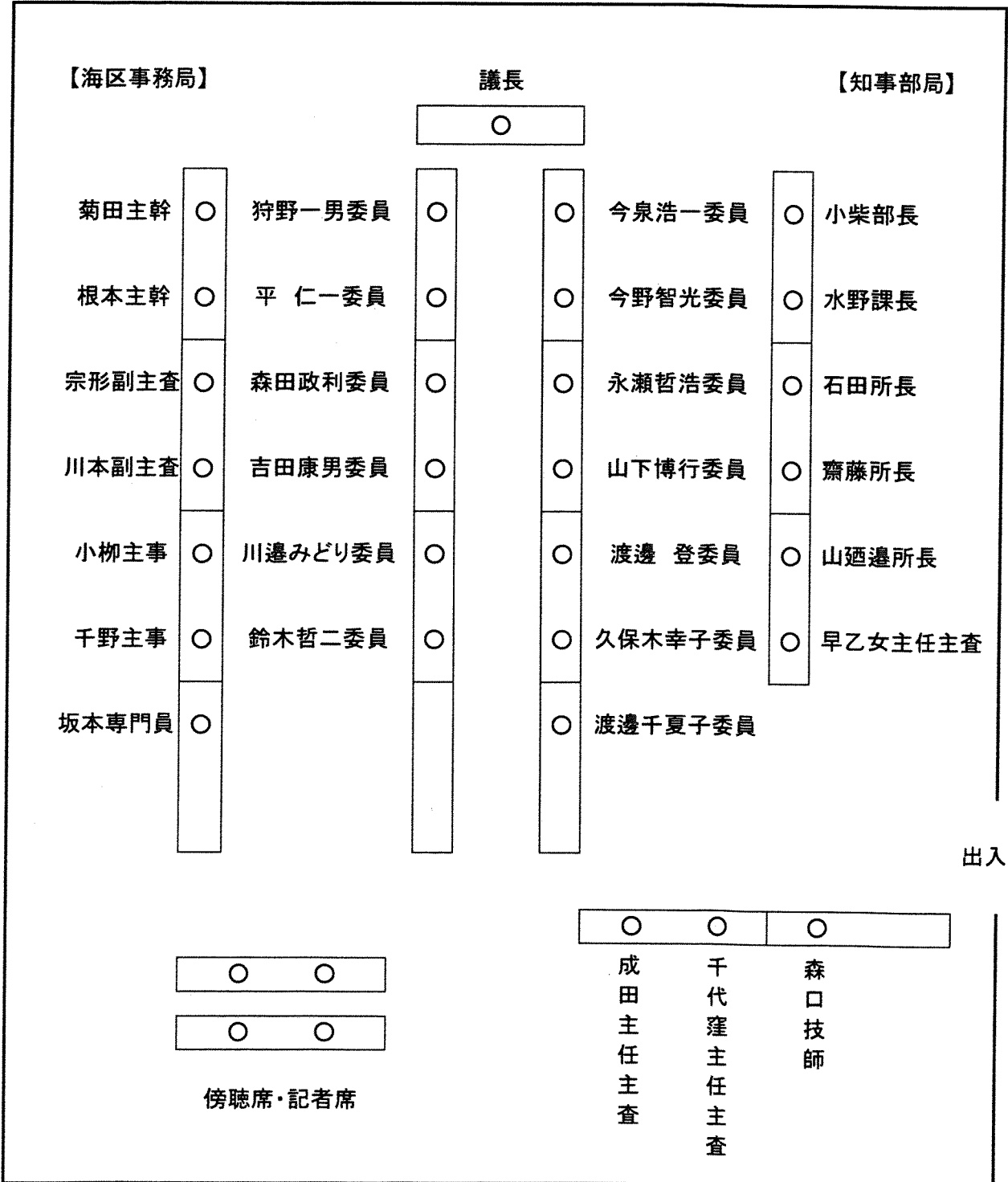
場 所:福島県庁本庁舎2階 第2特別委員会室

海区漁業調整委員会委員		知事部局・海区事務局職員等	
役職名・選出区分	氏名	所属及び職名	氏名
漁業者	今泉 浩一	農林水産部長	小柴 宏幸
漁業者	狩野 一男	水産課長(併)海区事務局長	水野 拓治
漁業者	今野 智光	水産課 主任主査	早乙女 忠弘
漁業者	平 仁一	水産課 主任主査	成田 薫
漁業者	永瀬 哲浩	水産課 技師	森口 隆大
漁業者	森田 政利	水産事務所長	石田 敏則
漁業者	山下 博行	水産事務所 漁業振興課 主任主査	千代窪 孝志
漁業者	吉田 康男 欠席	水産海洋研究センター所長	齋藤 健
漁業者	渡邊 登	水産資源研究所長	山廻邊 昭文
学識経験	川邊 みどり	海区事務局 主幹(総務担当)	菊田 嘉重
学識経験	久保木 幸子	" 主幹(業務担当)	根本 芳春
学識経験	鈴木 哲二	" 副主査	宗形 莉苗
学識経験	渡邊 千夏子	" 副主査	川本 和宏
		" 主 事	小柳 孝光
		" 主 事	千野 力
		" 専門員	坂本 純一

第22期第1回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時：令和3年4月15日（木）13:30～

場 所：福島県庁本庁舎2階 第2特別委員会室



福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について

1 設置理由

- ・茨城県及び宮城県との入会漁業の調整を円滑に処理するために小委員会を設置する。

2 小委員会の設置根拠

【福島海区漁業調整委員会運営規程】

第 8 条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員 3 人以上で組織する。

3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。

4～6 省略

3 名称・付託事項・構成

名 称	付託事項	委 員	委員長等
茨城入会漁業調整 小委員会	茨城県との入会漁業 の調整に関する事項	別紙（案）のとおり	委員長、委員長代理
宮城入会漁業調整 小委員会	宮城県との入会漁業 の調整に関する事項	別紙（案）のとおり	委員長、委員長代理

4 任期

第 22 期期間中

5 その他

(1) 両県海区との協議会等に関するものは、会長が主催する。

(2) 茨城海区とは、茨城・福島連合会区協議会を 2 年毎に開催している。

直近では令和元年 7 月 9 日にいわき市で開催され、同日に茨城入会漁業調整小委員会を開催した。次回は令和 3 年度に茨城県において開催予定。

(3) 宮城海区とは、調整問題にはふれないことで宮城・福島両県漁業調整委員会交流会を平成 14 年度に再開した。その後は、ほぼ毎年開催され、直近では令和 2 年 1 月 20 日に福島市で開催された。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大のため延期となり、令和 3 年度に宮城県で開催予定となっている。

小委員会委員の選任について(案)

1 茨城入会漁業調整小委員会

	委員氏名	区分	役職	備 考
1	イマイズミ コウイチ 今泉 浩一	漁業者		いわき市漁業協同組合総代
2	カノ カズオ 狩野 一男	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事
3	コンノ トシミツ 今野 智光	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼相馬原釜地区代表代理
4	ナガセ テツヒロ 永瀬 哲浩	漁業者		いわき市漁業協同組合理事
5	ヨシダ ヤスオ 吉田 康男	漁業者		いわき市漁業協同組合総代
6	ワタナベ ノボル 渡邊 登	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼新地地区代表代理
7	カワベ 川邊 みどり	学識経験		東京海洋大学学術研究院教授
8	クボキ ユキコ 久保木 幸子	学識経験		福島県漁協女性部連絡協議会会長
9	スズキ テツジ 鈴木 哲二	学識経験		福島県漁業協同組合連合会専務理事
10	ミヤシタ トモコ 宮下 朋子	中立		弁護士
11	会長 梓			

2 宮城入会漁業調整小委員会

	委員氏名	区分	役職	備 考
1	カノ カズオ 狩野 一男	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事
2	コンノ トシミツ 今野 智光	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼相馬原釜地区代表代理
3	タイラ ジンイチ 平 仁一	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事
4	モリタ マサトシ 森田 政利	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼請戸地区代表代理
5	ヤマシタ ヒロユキ 山下 博行	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事
6	ワタナベ ノボル 渡邊 登	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼新地地区代表代理
7	スズキ テツジ 鈴木 哲二	学識経験		福島県漁業協同組合連合会専務理事
8	ワタナベ チ カコ 渡邊 千夏子	学識経験		水産研究・教育機構水産資源研究所 浮漁資源部 主幹研究員
9	ヨシダ カズヒロ 吉田 数博	中立		浪江町長
10	会長 梓			

入会漁業の概要について

1 茨城入会

令和元年7月合意入会隻数の枠

許可期間：R1.9.1～R3.8.31

漁業種類		茨城⇒福島 ^{注1}	福島⇒茨城 ^{注1}
中型まき網		3 (0)	1 (0)
小型底びき網	板びき網	11 (7)	16 (11)
	餌料板 ^{注2}	30 (14)	30 (0)
機船船びき網	しらすひき網	74 (71)	59 (25)
	さよりひき網	80 (74)	80 (24)
	おきあみひき網	100 (86)	100 (25)
せん・かご (はもどう)		10 (10)	12 (9)
合計		308 (262)	298 (94)

注1：() は R3.3.31 現在の許可隻数

注2：「餌料板」は「自家用餌料板びき網」の略

2 宮城入会

(1) 知事許可漁業

(固定式刺し網漁業)

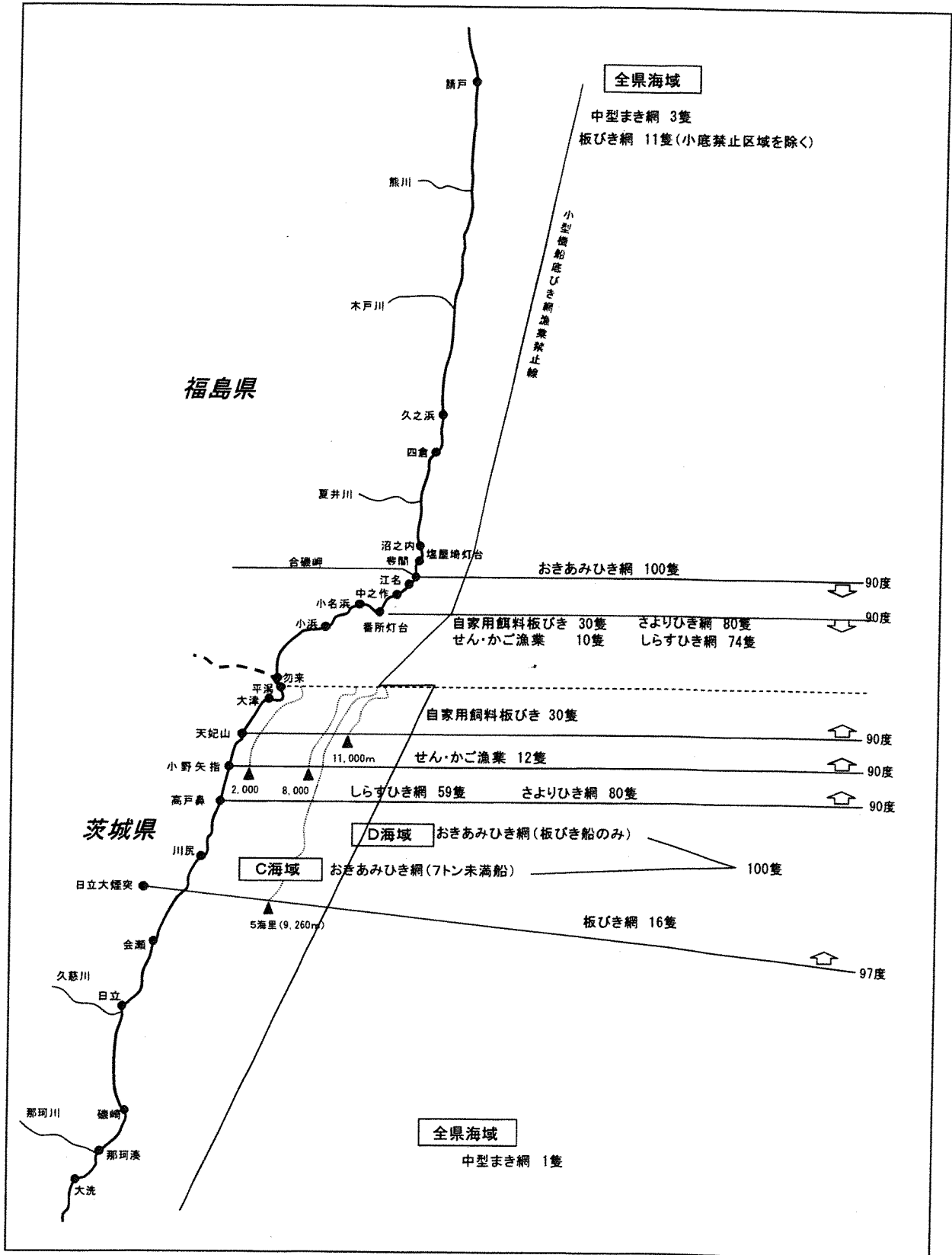
- ア 平成11年7月1日から仙台湾の固定式刺し網漁業が知事許可漁業となった。
- イ 仙台湾での操業は相馬原釜漁業協同組合と仙台湾小型漁船漁業振興協議会の代表者により毎年調印される入漁協定に基づき行われていた。
- ウ 令和3年3月末で本県漁業者は試験操業を終了したことから、今後、早期に当該漁業が再開できるよう関係者の調整を進める必要がある。

(2) 宮城海区漁業調整委員会指示

(届出漁業：流し網、はえなわ、はもどう、かご漁業)

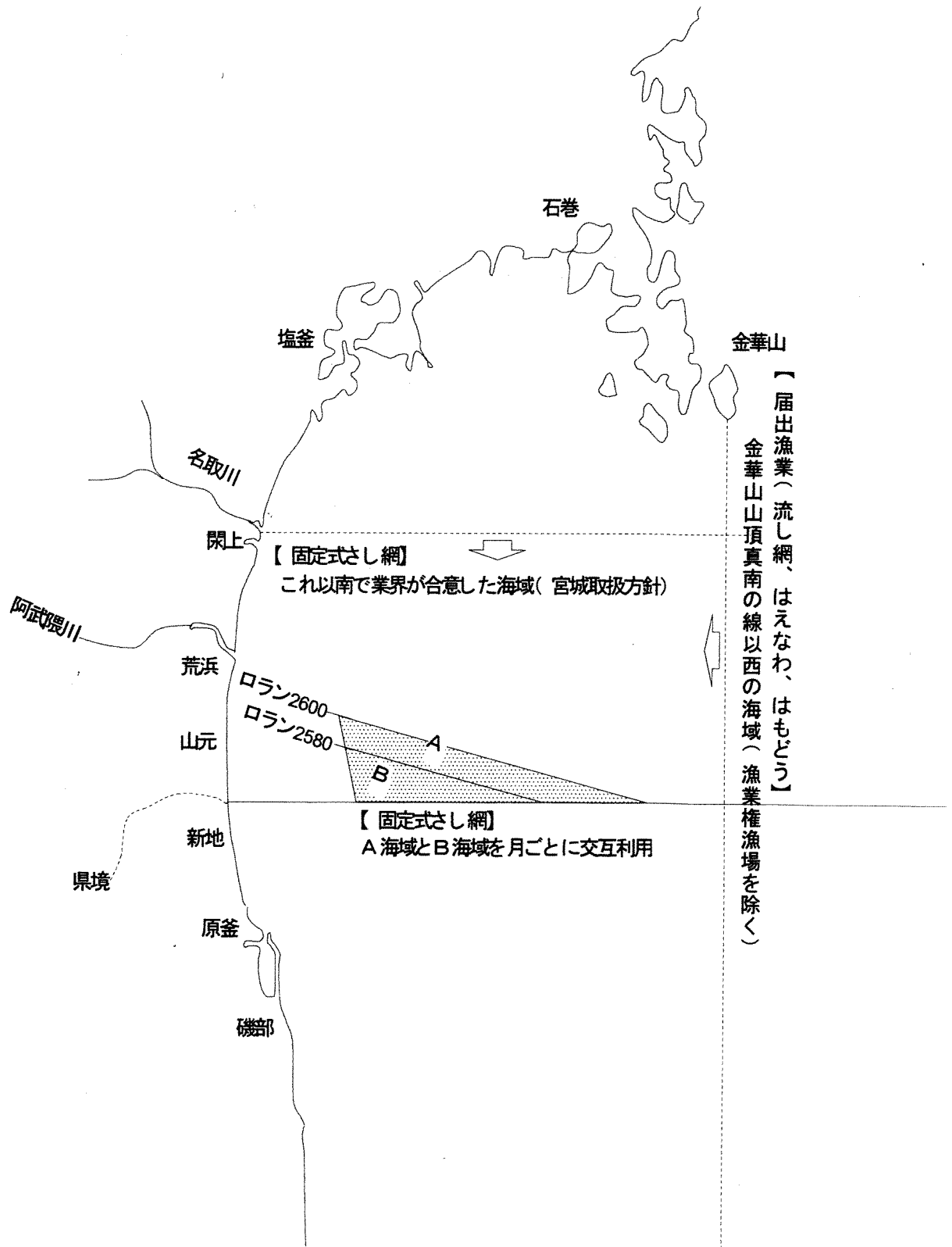
- ア 昭和54年から委員会指示が発動されていたが、本県漁業者は無届けで操業していた。
- イ 固定式刺し網漁業の知事許可漁業への移行に伴い、本県漁業者は、届出漁業については実績を明確にするため、平成13年度から届出書を提出してきた。
- ウ 平成23年以降、原発事故による県内での操業自粛に合わせ届出を行っていない。
- エ 令和2年2月25日付けで、新たにかご漁業の委員会指示が発動された。
- オ 試験操業終了後の本県漁業者の対応に留意する必要がある。

茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図



宮城入会操業規制図 (H22)

水産課



太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

1 漁業調整委員会（漁業法第134条）

- (1) 海区漁業調整委員会：都道府県知事の監督
- (2) 連合海区漁業調整委員会：設置された海区を管轄する都道府県知事の監督
- (3) 広域漁業調整委員会：農林水産大臣の監督

2 広域漁業調整委員会の設置（漁業法第152条）

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により、国の常設機関として以下の3委員会が設置された。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられている。

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、同西部会、九州西部会）
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会

3 太平洋広域漁業調整委員会の構成（漁業法第153条）

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 都道府県の互選委員（北海道～宮崎県の海区漁業調整委員会の代表者） | 18名 |
| (2) 農林水産大臣が選任する漁業者代表委員 | 7名 |
| (3) 農林水産大臣が選任する学識経験委員 | 3名 |
| | 合計 28名 |

4 広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議を行う。

- (1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種についての資源管理についての検討
- (2) 資源回復計画の作成に係る審議
- (3) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- (4) (1)に関する漁業調整

5 令和2年度の議題

第32回太平洋広域漁業調整委員会（令和2年5月27日）

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について

第33回太平洋広域漁業調整委員会（令和2年12月2日）

- (1) 広域魚種の資源管理について
 - 1 部会における取組
 - 2 マサバ太平洋系群
- (2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について
- (3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

第34回太平洋広域漁業調整委員会令和（3年3月16日）

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

6 福島海区漁業調整委員会からの互選委員

期 間	互選委員と任期
H13.10.1～17.9.30	佐藤 弘 (H13.10.1～16.8.14) 叶谷 守久 (H16.10.6～17.9.30)
H17.10.1～21.9.30	叶谷 守久 (H17.10.1～20.8.14) 佐藤 康德 (H20.10.8～21.9.30)
H21.10.1～25.9.30	佐藤 康德 (H21.10.1～25.9.30)
H25.10.1～29.9.30	佐藤 康德 (H25.10.1～28.8.14) 松野 豊喜 (H28.10.18～29.9.30)
H29.10.1～R3.9.30	松野 豊喜 (H29.10.1～R3.3.31) 〇〇 〇〇 (R3.4.15～R3.9.30)
R3.10.1～R7.9.30	



2生流第4644号
令和3年3月31日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県農林水産部長



福島県水産業振興審議会委員候補者について（依頼）

本県水産行政の推進につきましては、日頃より御指導、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記審議会の委員として貴委員会委員の鈴木延枝氏を委嘱しておりますが、令和3年3月31日をもって満了したことから、下記のとおり新たに委嘱替えをすることになりました。

つきましては、貴会から候補者1名を推薦いただきますようお願いいたします。

記

1 新委員の任期

委嘱の日から2年間

2 業務内容

福島県水産業振興審議会への付議案件の審議（年1～2回程度開催予定）

3 報酬日額

県の規定による額（1回あたり8,800円）

※旅費は県の規定により別途お支払いいたします。

（事務担当 水産課 早乙女 電話024-521-7376）

附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日
福島県条例第35号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

別表(抜粋)

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する。

福島県水産業振興審議会規則

昭和34年5月15日
福島県規則第39号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和29年福島県条例第35号)第3条の規定に基き、福島県水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 1 市町村の長 2人以内
- 2 県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員 5人以内
- 3 海区漁業調整委員会の委員 1人
- 4 漁村の青年婦人組織を代表する者 2人以内
- 5 学識経験を有する者 5人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 審議会に、漁業協同組合整備促進法(昭和35年法律第61号)に基づく漁業協同組合の整備計画その他の水産業協同組合の整備強化に関する事項並びに沿岸漁業構造改善計画及び沿岸漁場整備開発計画に関する事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員の定数は、次のとおりとする。

- 1 漁業協同組合整備部会 9人
- 2 沿岸漁業構造改善部会 9人

3 前項の部会に属すべき委員は第2条第2項各号に掲げる委員のうちから、知事の承認を得て、会長が指名する。

- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(専門員)

第6条 審議会に、水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する事項を調査させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、知事が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部生産流通総室水産課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

福島県水産業振興審議会委員名簿

令和元年11月1日現在

区分	氏名	所属(団体役職等)	備考
一号委員 市町村の長	しみず としお 清水 敏男	いわき市長	
	よした かずひろ 吉田 数博	浪江町長	
二号委員 県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員	えがわ あきら 江川 章	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長	
	さがわ いずみ 佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	
	たちや かんじ 立谷 寛治	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長	
	のざき てつ 野崎 哲	福島県漁業協同組合連合会 代表理事会長	副会長
	やしま ひろゆき 八島 宏幸	農林中央金庫福島支店 営業第二班次長	
三号委員 海区委員会の委員	すずき のぶえ 鈴木 延枝	福島海区漁業調整委員会 委員	(R3.3.31付で海区委員退任)
四号委員 漁村の青年婦人組織を代表する者	くぼき ゆきこ 久保木 幸子	福島県漁業協同組合女性部連絡協議会 会長	
	たかはし かずやす 高橋 一泰	福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会 会長	
五号委員 学識経験を有する者	おおこし わか 大越 和加	東北大学大学院農学研究科 教授	会長
	きたはら やすこ 北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会 理事	
	すずき ふみえ 鈴木 扶美枝	一般公募	
	はまた なおこ 濱田 奈保子	東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門 教授	
	はらだ ひでみ 原田 英美	福島大学食農学類 准教授	

任期: 令和元年11月1日から令和3年10月31日
※順番は、各区分毎に氏名の50音順

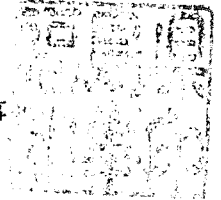


2生流第4643号

令和3年3月31日

鈴木 延枝 様

福島県知事



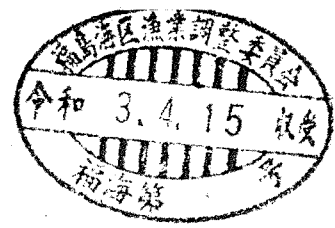
福島県水産業振興審議会委員の解嘱について（通知）

先に辞任届のありました福島県水産業振興審議会委員につきましては、本日付をもちまして、別紙辞令のとおり委嘱を解きました。

委員在職中は、本県水産行政に対して多大な御協力と御助言を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

（事務担当 農林水産部水産課 鈴木 電話 024-521-7376）

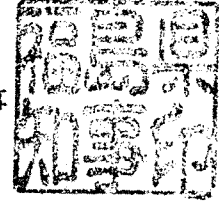
議案第5号



3 生流第 71 号
令和 3 年 4 月 15 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



福島県資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき変更したいので、同法第14条第10項の規定で準用する同条第4項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 技師 森口隆大 電話 024-521-7376)

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、まさば及びごまさばについて、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれることとなったため、県資源管理方針に新たに魚種を追加し、令和3管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第14条第9項（県資源管理方針の変更）
漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：令和3年度管理期間（令和3年7月1日～令和4年6月30日）の特定水産資源である「まさば及びごまさば」の当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
※農林水産大臣が定める数量は、令和3年5月に開催される「水産政策審議会」で検討されたうえで、各都道府県に通知される。
- 4 策定の内容：①県資源管理方針に「まさば及びごまさば太平洋系群」の資源管理方針を別紙1－5として新たに追加
②農林水産大臣の策定数量「現行水準」に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群 現行水準」とする。
- 5 諮問予定 令和3年4月15日開催
第22期第1回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

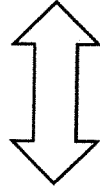
- | | |
|-------|--------------------------|
| 4月15日 | 第22期第1回福島海区漁業調整委員会に諮問・答申 |
| 5月上旬 | 農林水産大臣から漁獲可能量の通知 |
| 5月中旬 | 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議 |
| 5月下旬 | 農林水産大臣の承認通知 |
| 6月末迄 | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載） |

※ 5月上旬予定の大臣からの漁獲可能量の通知が、「現行水準」とは異なる配分となった場合は、次回の委員会に改めて諮問する。

改正漁業法（令和2年12月1日施行）

※以下、法

国：資源管理基本方針（法第11条）



国に準拠し定める

県：資源管理方針（法第14条）

（盛り込まれる内容）

- ・資源管理に関する基本的な事項
- ・特定水産資源ごとの管理区分
- ・特定水産資源ごとの漁獲可能量
- ・漁獲量の管理手法
- ・漁獲量以外の管理手法

（例）漁獲努力量（漁船の隻数・操業日数制限等）

特定水産資源とは

国及び都道府県における重要種で、漁獲量の制限を設けているもの

（改正漁業法施行時の対象種）

くろまぐろ、さんま、まあじ、まいわし、さば類（まさば・ごまさば）、するめいか、ずわいがに

- ・特定水産資源の漁獲量報告義務
- ・方針に基づき資源管理を行う者（資源管理協定を締結）に対し、所得補償制度等の支援あり
⇒いずれも現状どおりの措置

福島県資源管理方針新旧対照表

新	旧
<p>福島県資源管理方針 第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具 体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理 方針は「別紙1-1 くるまぐろ（小型魚）」から「別紙1-5 まさば及びびごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとす る。</p> <p>別紙「1-1」～別紙「1-4」 略 別紙「1-5 まさば及びびごまさば太平洋系群」 <u>（別紙1-5）</u> 第1 特定水産資源 <u>まさば及びびごまさば太平洋系群</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>福島県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業</u> <u>（1）当該知事管理区分を構成する事項</u> ① <u>水域</u> ② の対象とする漁業がまさば及びびごまさば太平洋系群</p>	<p>福島県資源管理方針 第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具 体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理 方針は「別紙1-1 くるまぐろ（小型魚）」から「別紙1-4 <u>まいわし太平洋系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>別紙「1-1」～別紙「1-4」 略</p>

	<p><u>の採捕を行う水域</u></p> <p>② <u>対象とする漁業</u> <u>小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業</u> <u>及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する</u> <u>区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地</u> <u>がある者がまさば及びまざら太平洋系群を採捕する全</u> <u>ての漁業</u></p> <p>③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u></p> <p>(2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上</u> <u>に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量の報告に係る</u> <u>期限は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで</u></p> <p>第 3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を福島県まざら及びまざら太平洋系群漁業に配分す</u> <u>る。</u></p> <p>第 4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事</u> <u>項</u> <u>小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及</u> <u>び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の</u></p>
--	--

手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。
 この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表
 の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げ
 るとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項
 特になし。

○県資源管理方針において現行水準となる管理区分の漁獲努力量の設定について

令和3年4月15日
福島県水産課

1. 背景	① 漁業法改正に伴い制定する県資源管理方針において、特定水産資源のうち数量明示がなく現行水準管理となる魚種については、漁獲可能量以外の管理手法として漁獲努力量を設定しなければならない。
	② 沿岸漁業は操業自粛下であったが、今後、操業の拡大に伴う水揚げ量の増加が見込まれる。
	① 現行水準管理となる特定水産資源はさんま、まあいわし、まさば及びごまさばの5種となり、本県における知事許可漁業のうち本種を漁獲しうる漁業種類として、小型底びき網、沿岸流し網、小型定置網及び固定式さし網漁業を選定した。
2. 方法	② 直近（震災後）の漁獲実績は試験操業によるものであり、本県における本来の漁業実態や規模を示すものではないため、震災前における各漁業種類の漁業許可件数を用いた。（参考資料：平成20～22年までの福島県水産要覧）
	③ 各漁業種類における漁期を震災前の実態に応じ設定した。（参考資料：平成20～22年 福島県海面漁業漁獲高統計「漁業種類別・月別数量」）1か月の日数は市場稼働日（日祝日を除く平日、土曜日）として25日と設定した*。

3. 結果	漁業許可件数（件）			震災前3年最大値	漁期（日）	漁期設定の理由	設定 隻日	参考 R2	
	H20	H21	H22					漁業許可件数	隻日試算
小型機船 底びき網 漁業	21	20	20	20*2	250	10か月 (7、8月を除く)	5,000	20	5,000
沿岸流し網漁業	297	292	292	297	300	盛期は6～11月だが、H22はほぼ周年水揚げがあったため12か月とする。	89,100	192	57,600
小型定置網漁業	4	3	3	4	225	盛期は10、11月のサケ。震災前は4～12月に水揚げがあったため9か月とする。	900	0	0
固定式さし網	476	463	463	476	300	周年（12か月）	142,800	327	98,100

*1 か月の日数計算：R3～R8年の平均日祝日数68.2日 365日-68.2日/12か月 = 24.7日 ≒ 25日

*2 最大値は21だが、現告示枠と同じとした。

福島県資源管理方針（変更案）

令和 3 年 7 月

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年7月1日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始し、平成30年の生産量は5万トンで全国22位、生産額は97億円で全国33位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道

府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源
まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第57条第1項及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第5号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第11号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第8号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

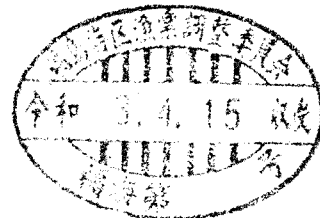
<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量 (単位：隻日)</u>
<u>小型機船底びき網漁業</u>	<u>5,000 隻日</u>
<u>沿岸流し網漁業</u>	<u>89,100 隻日</u>
<u>小型定置網漁業</u>	<u>900 隻日</u>
<u>固定式さし網漁業</u>	<u>142,800 隻日</u>

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

つ s

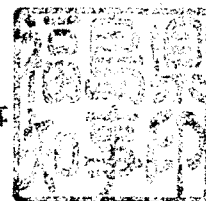
議案第6号



3 生流第 6 7 号
令和 3 年 4 月 1 5 日

福島海区漁業調整委員会会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379)

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和三管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

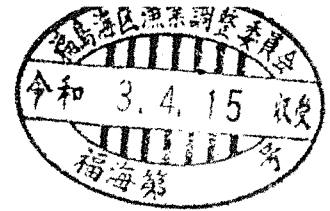
令和三年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和三管理年度（令和三年七月一日から令和四年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に全量を配分する。

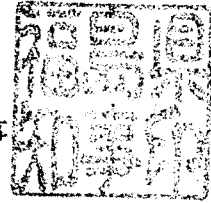
議案第7号



3 生流第 1 1 9 号
令和 3 年 4 月 1 5 日

福島海区漁業調整委員会会長 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる漁業の許可の有効期間について、同規則第 15 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に規定するかご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第15条第2項（許可の有効期間）

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

短縮後の許可の有効期間：令和3年7月1日～令和4年6月30日

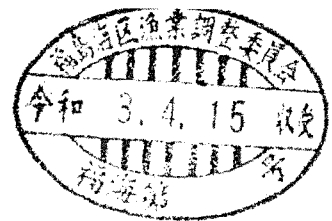
4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。目的とするタコ類、沖合性のまき貝の資源については、減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。

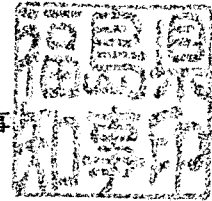
議案第8号



3 生流第122号
令和3年4月15日

福島海区漁業調整委員会会長 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、
申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに同規則第11条第5項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

沖合たこかご漁業の許可にあたり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第11条第1項及び第5項(新規の許可又は起業の認可)

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の沖合たこかご漁業の許可の有効期間が令和3年6月30日で満了するため、令和3年7月1日からの許可をするにあたり、制限措置の内容及び申請期間を定める必要があるため。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合は、許可の基準により許可等をする者を定めるため。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置の内容のうち、漁業種類、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業時期は、現在の沖合たこかご漁業の制限措置と同様の内容とする。

許可すべき船舶の隻数は、23隻とする。

隻数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和2年においては、試験操業による漁獲量が震災前の17.5%に止まっており、判断できる状況ではない。震災前の許可隻数を上限とし、漁業協同組合から要望があった数を、許可等をすべき船舶の数として設定する。

操業区域及び漁業を営む者の資格については、昨年度の実績がある、相双地域の沿海市町とする。

許可の基準については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に沖合たこかご漁業の許可を受けている者を優先するものとし、順位付けを行う。

(今後の予定)

5月上旬	制限措置等の公示（県報及び水産課ホームページ）
5月上旬～6月上旬	申請期間（1か月）
6月下旬	規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
6月下旬	許可証発給
7月1日～	許可の有効期間開始

漁業法（昭和 26 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和三年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

1 制限措置

漁業種類	操業区域	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格
沖合たこかご漁業	別記*	23	総トン数 7 トン未満で申請のあった船舶の総トン数以下	申請のあった推進機関の馬力数以下	毎年 7 月 1 日から 8 月 13 日まで	相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び相馬郡新地町に住所を有する者

※ 別記

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 5 月 11 日から令和 3 年 6 月 10 日

3 許可の有効期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで

4 許可の条件

当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。
- (2) ひらつめがに及びがざみを除くかにを採捕してはならない。
- (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 操業協定は、遵守しなければならない。

5 許可の基準

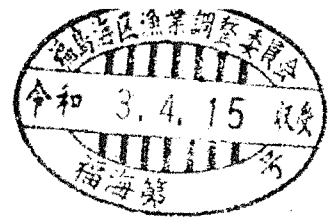
許可又は起業の認可の申請数が、1の制限措置のうち許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

順位1 当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位2 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位3 1年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

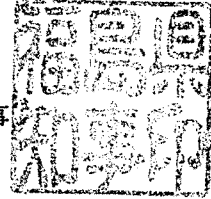
議案第9号



3 生流第 1 2 5 号
令和 3 年 4 月 1 5 日

福島海区漁業調整委員会会長 様

福島県知事



小型定置漁業の制限措置の内容を定める件（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容を別紙のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

令和2年12月1日の漁業法改正及び福島県漁業調整規則施行以前に発給された小型定置漁業の許可について、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容を定めるもの。

2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第11条第1項

3 制限措置を定める必要性

小型定置漁業の許可については、改正後の漁業法に基づく漁業の許可を受けたものとみなされるが、制限措置が明らかになっていない。

許可の内容を制限措置として定め、公示を行い明らかにする必要がある。

4 制限措置の内容

現在の許可の内容を、福島県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる制限措置として定める。

現在の許可 (R2.11.30以前)			改正漁業法・調整規則施行後 (R2.12.1以降)		対応
許可内容	漁業種類	➔	制限措置 (規則第11条 第1項)	漁業種類	・制限措置として公示 ・取扱方針にも確認的 に記載
	操業区域			操業区域	
	操業期間			漁業時期	
許可等をしない場合(旧漁業種類別の取扱方針の住所に係るもの)			漁業を営む者の資格(住所要件)		
許可の制限 又は条件	制限又は条件		許可の条件 (規則第13条)	条件	

(今後の予定)

4月15日 福島海区漁業調整委員会諮問・答申

5月末迄 制限措置の公表(県報掲載)

漁業法（昭和 26 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき及び同項の規定を実施するため、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置漁業につき、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和三年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

1 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき者の数（許可を受けている者の数※令和 2 年 11 月 30 日時点）
小型定置漁業	別記※	毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで	福島県に住所を有すること。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。	0（2）

※ 別記操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であって漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

2 許可の条件

競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定

月	行事名	備考
4月	□第22期第1回海区漁業調整委員会 (4.15) ・会長、会長代理の互選について ・福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について ・太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について ・福島県水産業振興審議会委員候補者について(協議) ・福島県漁業調整規則第11条の制限措置について(諮問・答申)(沖タコ)	福島市
5月	◆全国海区漁業調整委員会連合会通常総会	東京都
6月	◇海区漁業調整委員会事務局長会議 ○茨城入会漁業調整小委員会、福島・茨城連合海区協議会(上旬) □第22期第2回海区漁業調整委員会(中旬) ・福島県漁業調整規則第11条の制限措置について(諮問・答申)(茨城入会) ・福島県資源管理方針の変更・特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申) ・福島県漁業調整規則の改正について(諮問・答申)(旧45条-2) ・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示 ・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示 ・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	茨城県 いわき市
10月	◆全国海区漁業調整委員会連合会・東日本ブロック会議 ◇海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議 □第22期第3回海区漁業調整委員会 ・福島県資源管理方針の変更・特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申) ・福島県漁業調整規則第11条の制限措置について(諮問・答申)(かじき) ・知事許可漁業取扱方針の改正(協議)(かじき) ・ひらめの採捕制限に関する委員会指示 ・漁業権に係る資源管理の状況等の報告	東京都 いわき市
11月	○宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会 ▲太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会	宮城県 東京都
1月	□第22期第4回海区漁業調整委員会 ・福島県資源管理方針の変更・特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申) ・すくい網漁業に関する委員会指示 ・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示 ・いか釣り漁業に関する委員会指示	福島市
3月	▲太平洋広域漁業調整委員会	東京都

□：福島海区委員会 ○：隣県との協議会、交流会等 ◆：全漁調連 ▲：広域
◇：事務局関係

第 34 回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 3 年 3 月 16 日（火） 14：00～
場 所：農林水産省 8 階 水産庁中央会議室（web 開催）
（東京都千代田区霞が関 1-2-1）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- （1）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- （2）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （3）その他
 - ① 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新について
 - ② 新漁業法に基づく新たな資源管理について
 - ③ 令和 3 年度資源管理関係予算について
 - ④ その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職
都道府県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県 畠山 喜勝	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県 松野 豊喜	福島海区漁業調整委員会委員
	茨城県 大川 雅登	茨城海区漁業調整委員会会長
	千葉県 塩野 健	千葉海区漁業調整委員会会長
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長
	静岡県 鈴木 精	静岡海区漁業調整委員会副会長
	愛知県 船越 茂雄	愛知海区漁業調整委員会委員
	三重県 掛橋 武	三重海区漁業調整委員会会長
	和歌山県 木下 吉雄	和歌山海区漁業調整委員会委員
	徳島県 中野 憲次	徳島海区漁業調整委員会委員
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長
	大分県 小野 眞一	大分海区漁業調整委員会副会長
	宮崎県 中島 耕成	宮崎県海区漁業調整委員会委員
大臣選任	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
	鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
	清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
	小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
	金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
	中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
	井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	蘭 いずみ	学校法人東海大学 海洋学部 教授
	北門 利英	国立大学法人東京海洋大学 教授
	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会指示第39号（案）の概要

くろまぐろは、国際的な資源管理措置を履行するため、特定水産資源に指定され、くろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）に区分して、漁獲量の総量による厳格な管理（特に小型魚の漁獲削減）が行われている。

こうした中、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、資源管理の枠組みに組み込むことが課題となっている。

遊漁者に対する指導については、資源管理基本方針において、「国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。」と定められているが、くろまぐろについては、より具体的な方策が必要となっている。

このため、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、広域漁業調整委員会指示による規制（くろまぐろ（小型魚）の採捕制限、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績報告）を実施するもの。

1 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

くろまぐろ（小型魚）（くろまぐろのうち、30キログラム未満のもの）の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

くろまぐろ（大型魚）（くろまぐろのうち、30キログラム以上のも）を採捕した場合は、尾数及び総重量等を報告しなければならない。

3 指示の有効期間

遊漁者に対する規制は不特定多数の者が対象となり、十分な周知期間を設ける必要があることから、本指示の有効期間は令和3年6月1日からとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

- る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
 - (3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日
 - (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第39号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和3年3月16日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第39号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績は、水産庁のホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(1)から(4)に定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

別紙様式に委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力(報告サイトに掲載される下記(4)の様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載されている別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号: 03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(1)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の総重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(4)に定める採捕した海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取り扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

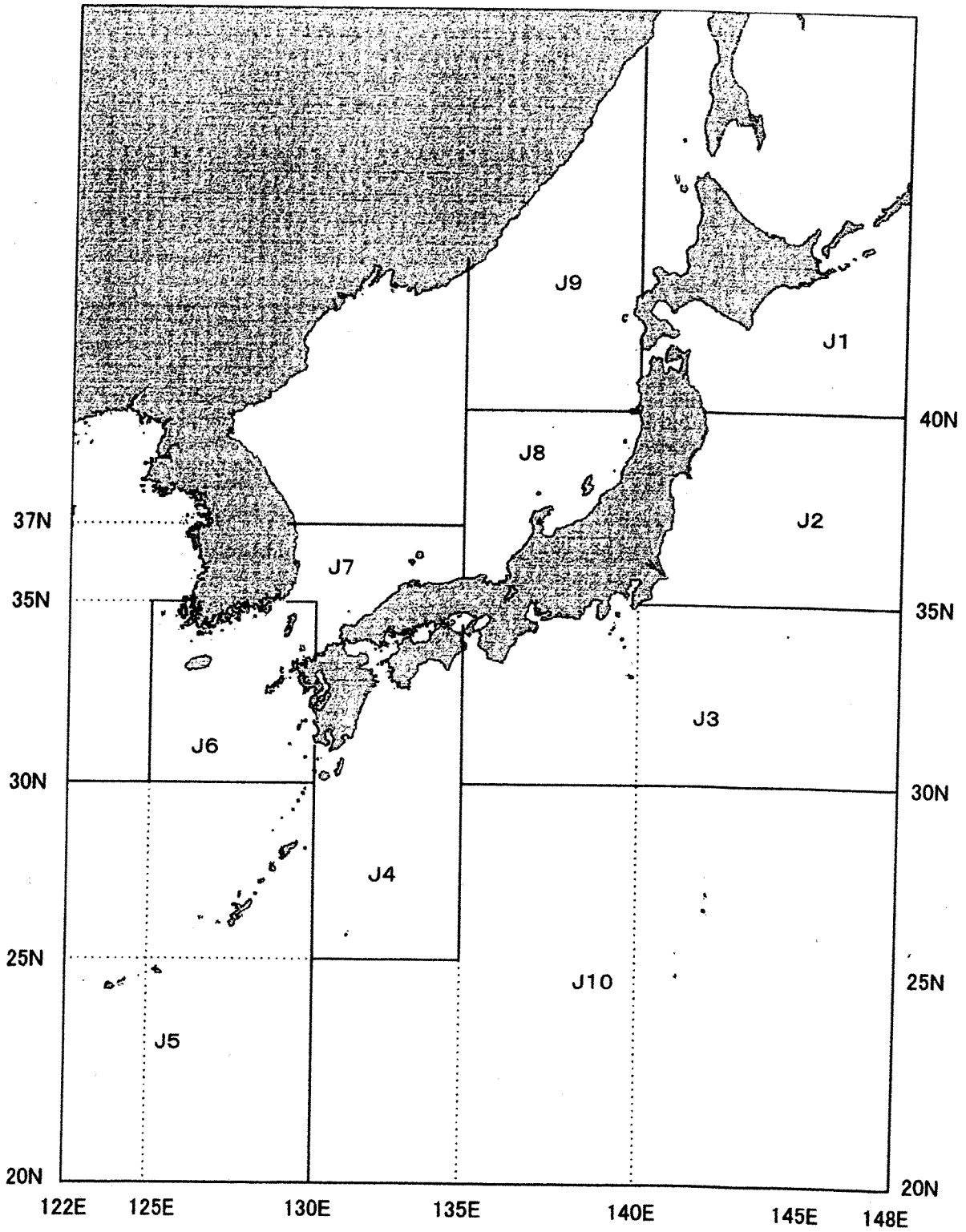
太平洋広域漁業調整委員会指示第39号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
陸揚げした日	尾数	総重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新について

令和3年3月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった現き網漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（届出隻数1.3万隻）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（承認隻数1.8万隻（R2.12現在））、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新（今回で4回目の更新）している。現行の承認期間は令和3年3月31日までのため、令和2年12月に行われた各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認の更新手続きを行った。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

これまでと同様に、「過去5年間の実績者」を承認対象とすることで、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進。

(1) 承認条件

① 過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見所がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見所があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3か月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第37号 (令和2年12月2日発出)
 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号 (令和2年12月9日発出)
 号瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号 (令和2年12月14日発出)

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで 自由漁業（曳き網漁業等）に届出制を導入
 漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸クロマグロ漁業の実態把握
 （漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
 トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
 の海域区分

太平洋広域漁業
 調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸クロマグロ漁業の管理体制の強化

平成26年4月1日以降

- 届出制から承認制へ移行
 広域漁業調整委員会の指示
 に基づき隻数制限を導入
 - 平成27年1月 更新1回目
 - 平成29年1月 更新2回目
 - 平成30年7月 更新3回目
 - 令和2年7月 期間延長
 - 令和3年4月 更新4回目
- ：「過去5年間の実績者」
 を承認対象とすることで、
 太平洋クロマグロの管理を
 なお一層推進

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	
北海道	969	863	844	835	石川県	1027	985	288	289	山口県	1816	1647	1119	1059	
青森県	2068	1838	1723	1641	福井県	304	282	268	250	徳島県	492	476	417	417	
岩手県	119	99	0	8	静岡県	1025	1011	957	847	香川県	0	0	0	0	
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36	
秋田県	175	174	131	131	三重県	1077	990	877	638	高知県	2949	2692	2142	1769	
山形県	150	150	142	139	京都府	264	264	264	247	福岡県	668	556	534	521	
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45	
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	246	長崎県	2503	2503	2457	2455	
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1897	1733	1207	1197	熊本県	134	114	59	59	
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21	
神奈川県	323	297	277	265	鳥取県	1054	1002	960	958	宮崎県	669	568	567	568	
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332	
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1	
											合計	24086	22511	18147	17379

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県
 注2：R3.4の値は承認申請数（R3.3現在）

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）④

沿岸くろまぐろ漁業の承認の申請状況（令和3年3月現在）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	225	610		835
青森県	810	831		1,641
岩手県		8		8
宮城県		21		21
秋田県	131			131
山形県	139			139
福島県		627		627
茨城県		296		296
千葉県		445		445
東京都		431		431
神奈川県		265		265
新潟県	57			57
富山県	170			170

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
石川県	289			289
福井県	250			250
静岡県		947		947
愛知県				
三重県		838		838
京都府	247			247
大阪府			6	6
兵庫県	248			248
和歌山県	66	695	430	1,191
鳥取県	56			56
島根県	958			958
岡山県				0
広島県				0

注：黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
山口県	1,059			1,059
徳島県	4	350	63	417
香川県				0
愛媛県		36		36
高知県	113	1,656		1,769
福岡県	521			521
佐賀県	45			45
長崎県	2,455			2,455
熊本県	59			59
大分県		21		21
宮崎県	41	527		568
鹿児島	326	6		332
沖縄県		1		1
合計	8,269	8,611	499	17,379

各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認申請数（令和3年3月現在）は以下のとおり

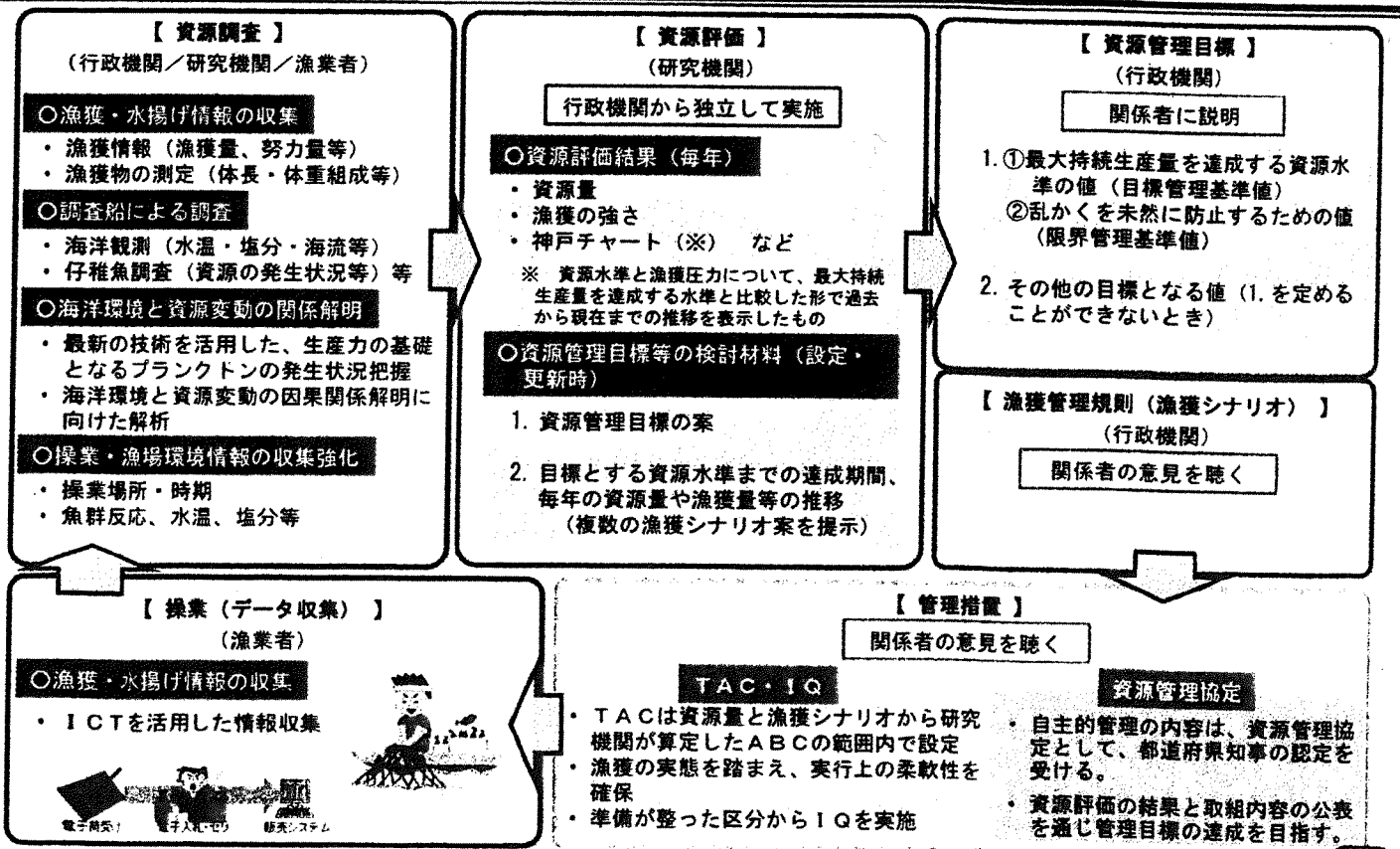
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,269
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,611
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 499

これまでの自主的な管理と今後 ～資源管理協定への移行について～

令和3年3月

水産庁

新たな資源管理の流れ



新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
資源調査・評価の充実・精度向上	対象の拡大	改正漁業法施行 国が資源評価対象魚種の候補を都道府県に提示し、都道府県の要望も踏まえつつ資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始。 (調査後、評価を実施) 52種について調査を開始 (累計119種)	80種程度について調査を開始 (累計200種程度)		資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施	新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)
	漁獲等情報の収集	漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築 漁協・産地市場における水揚げデータの取り扱いの現状を調査し、情報収集体制の構築 (200市場を目的に着手)	情報を収集する漁協・産地市場等を段階的に拡大		主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目的に産地水揚げ情報を収集	
		全国データベースを構築	データベース運用			
		漁獲等報告義務化の開始	改正漁業法の施行に伴い、大臣許可漁業の漁獲報告に加えて、知事許可漁業における漁獲報告と漁業権漁業における漁場の活用状況報告が義務化			
		電子的漁獲報告体制の構築 (大臣許可漁業から順次拡大)			大臣許可漁業の電子的報告の実装(全漁業種類) 知事許可漁業へも順次拡大	
		システムの開発	実装・対象の拡大			

2

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
1. MSYベースの資源評価実施、管理目標と漁獲シナリオの提案 → 2. ステークホルダー会合で議論 → 3. 管理目標と漁獲シナリオ決定 → 4. 管理目標と漁獲シナリオの定期的見直し(おおよそ5年ごと)						
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	現行TAC魚種(8魚種)	令和3年度期(法施行後最初の漁期)から、MSYベースの管理に移行(マサバ・ゴマサバは令和2年度期から先行実施) マサバ・ゴマサバ(R2.7.1開始) マアジ、マイワシ、サンマ、クロマグロ(R3.1.1開始) スケトウダラ、スルメイカ(R3.4.1開始) ズワイガニ(R3.7.1開始) 注: 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。	管理の実行(管理目標と漁獲シナリオの見直し)			新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)
	TAC魚種拡大	・専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会(仮称)」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理 ・漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映 資源を公表 漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、TAC管理を順次検討・実施する	管理の検討・導入 Aグループ Bグループ Cグループ Dグループ Eグループ		漁獲量ベースで8割をTAC管理 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお、まぐろ、かしこ類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。	
国際資源		・国際的な数量管理が行われている魚種は、国際約束を遵守する観点からも、TAC対象化を進めていく。 ・ミナミマグロと大西洋クロマグロは、令和3年度期(法施行後最初の漁期)からTAC魚種とする。 ミナミマグロ(R3.4.1開始) 大西洋クロマグロ(R3.8.1開始)				

3

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

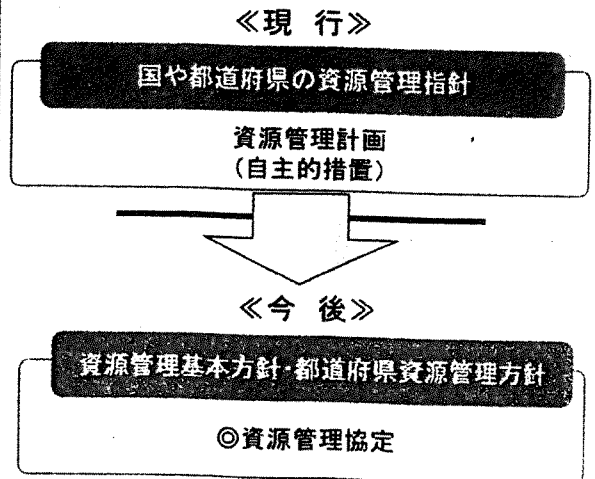
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
IQ管理の導入	大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくIQ管理を導入。	太平洋のマサバ・ゴマサバ、北海道のマイワシ、クロマグロ（大型魚）等（R3年度導入）	ミナミマグロ（R3.4.1開始） 大西洋クロマグロ（R3.8.1開始）	TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則IQ管理を導入	新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン）
資源管理協定	沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（魚種、地域によって改正漁業法に基づくIQ管理に移行）。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の資源管理計画を、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行。 ・ 資源管理協定においては管理目標を定め、この達成を目指していく。 ・ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良。 ・ 資源管理協定及び検証結果は公表。 				資源管理協定への移行を完了
<p>新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。</p>					

4

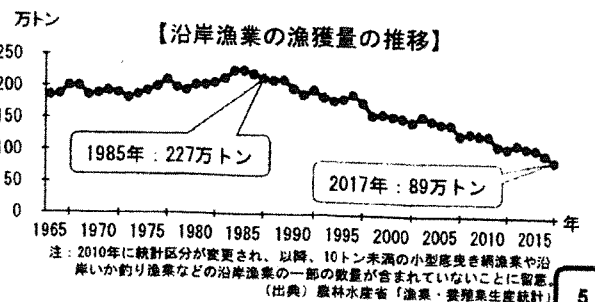
新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

【これまでの自主的な管理と今後】

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。



- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。



5

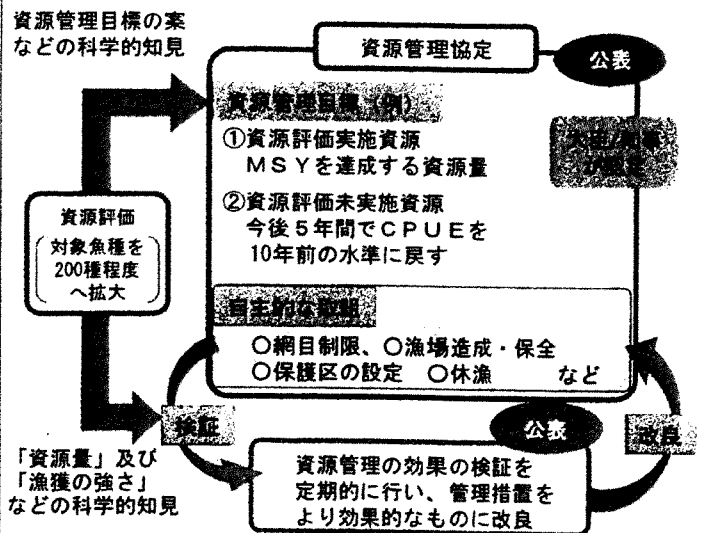
新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。
 - ① 「資源管理協定」を策定する際には、
 - ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
 - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
 - ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
 - ③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。
 - ④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。
- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

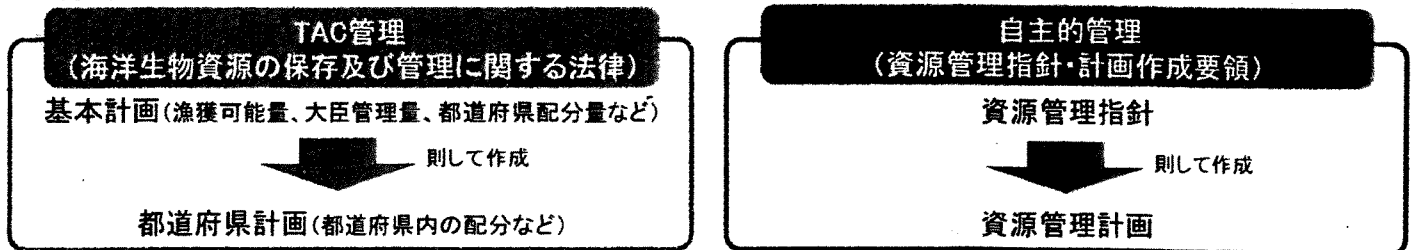
【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】



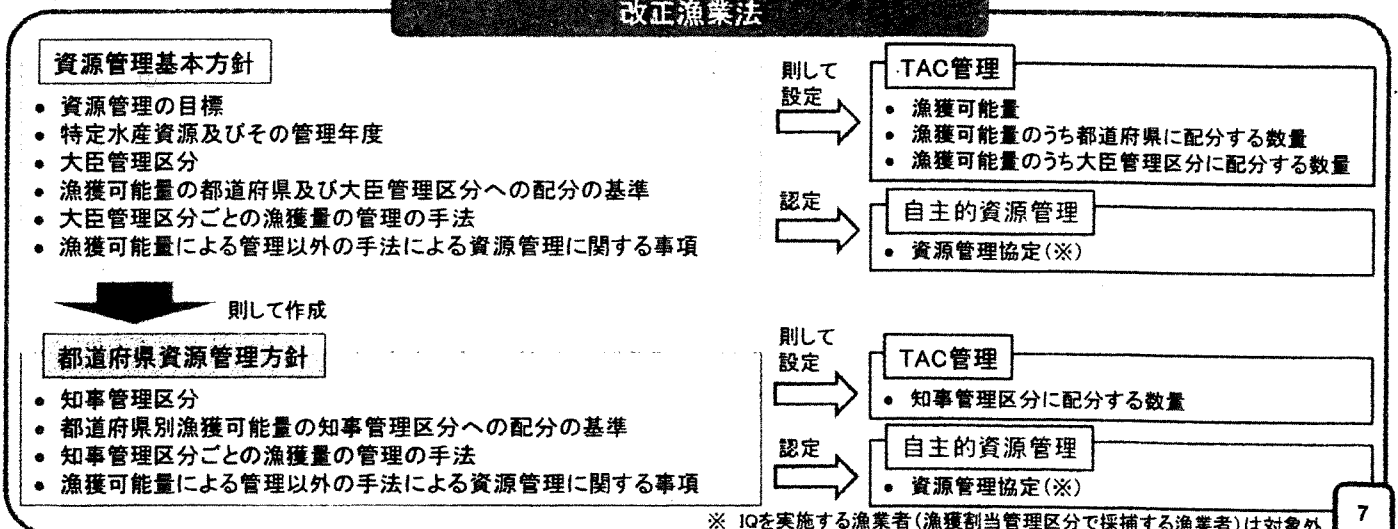
6

参考：改正漁業法における自主的資源管理の位置づけ

《現行》



《今後》



※ IQを実施する漁業者(漁獲割当管理区分で採捕する漁業者)は対象外

7

資源管理協定への移行（基本原則）

- 資源管理協定は、
 - ① 特定水産資源(TAC資源)においては、漁獲可能量管理を補完するものであり、
 - ② 特定水産資源以外の水産資源においては、資源管理目標を達成する主要手段となる、
漁業者自身による自主的な資源管理(自主的資源管理)を定めたもの。
- 資源管理協定は、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に基づき、漁業者が水産資源ごと又は漁業種類ごとに締結する。
- 資源管理基本方針の対象となる資源は、
 - ① 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により目標が定められた資源(漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を除く。)
 - ② 現在、国の資源管理指針で対象とされている水産資源
- 都道府県資源管理方針の対象となる資源は、現在、都道府県の資源管理指針で対象とされている地域の重要水産資源を記載し、そのほか、資源管理協定を締結するために必要なものも含むものとする。
- 資源管理協定の有効期間は5年を上回らない期間とする。

8

資源管理協定への移行：全体の流れ

《制度準備》

- ① 都道府県は、資源管理協定の対象となる水産資源について、資源管理目標を都道府県資源管理方針に定める。
- ② 都道府県は、資源管理協定の認定基準を定める(国から事前に処理基準を提示)。
- ③ 都道府県は、資源管理協議会における履行確認及び評価・検証の方法や運用を決定する。



《資源管理計画→資源管理協定への移行》

- ④ 漁業者は、資源管理協定の認定基準に合致するよう、現行の計画内容を必要に応じ修正・変更する。
- ⑤ 漁業者は、都道府県に対し、資源管理協定の認定申請を行い、認定を受ける。
- ⑥ 都道府県は、認定を受けた資源管理協定の内容を公表する(公表方法や公表内容は今後の議論)。



《協定の実施・履行確認・見直し》

- ⑦ 漁業者は、協定に定められた取組を実施しつつ操業し、漁獲量・漁獲努力量等の漁業関係情報を収集する。
- ⑧ 都道府県は、定期的に(年1回以上)開かれる資源管理協議会において、⑦で収集した漁業関係情報を報告し、協定の取組内容の履行確認を行う。
- ⑨ 都道府県は、定期的に(資源評価が行われている資源を対象とする協定の場合は評価結果の公表ごとに、又は資源評価が行われていない資源を対象とする協定の場合は協定の有効期間の半ばと終了時に)、資源管理の状況の評価・検証を行う。評価・検証は、資源評価結果や⑦で報告された漁業関係情報を基に資源管理目標に照らして行い、必要に応じ、取組内容の見直しを行う。
- ⑩ 都道府県は、⑧の結果について、⑥の情報と併せて公表する。
- ⑪ 以降、⑧～⑩を繰り返す。

9

資源管理協定への移行（資源管理目標の設定）

- 資源管理協定の対象となる水産資源について、資源管理目標を設定する。
- 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により目標が資源管理基本方針で設定されている場合は、当該目標を使用する。
- 上記の目標が設定できない場合においても、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め利用可能な最善の科学情報を用いて資源管理目標を設定する。現在、国の資源管理指針が対象としている資源の目標は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源の目標は県の資源管理方針において定める。
- 資源管理目標は、定期的に科学情報の蓄積等を考慮し見直される。

《タイプ別資源管理目標の設定》

		管理目標 (法12条1項又は2項に基づくもの)	管理目標 ^(注) (左記以外)
TAC魚種		○	
非TAC魚種	管理目標設定	○	
	管理目標未設定(資源評価実施)		○
	管理目標未設定(資源評価未実施)		○

注：現在、国の資源管理指針が対象としている資源は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源は県の資源管理方針で定める。

10

資源管理協定への移行（内容の変更①）

- 法律上、資源管理協定は、
 - ① 漁獲割当管理区分以外の管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関するものであること
 - ② 参加する者が複数いること
 が必要。(→ 対応案は次スライド)
- 資源管理協定への移行にあたり、あつせんすべきことを求める場合の手続を追加する必要がある。

《記載事項に関する資源管理計画と資源管理協定の比較》

資源管理計画	資源管理協定
計画の目的	(規定なし)
対象海域及び対象資源	対象水域、水産資源の種類、漁業の種類
資源管理目標及びそれを達成する措置	対象資源の保存及び管理の方法
取組期間	協定の有効期間
管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等	協定に違反した場合の措置
計画の参加、脱退	協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項
計画の変更及び廃止	協定の変更又は廃止の場合の手続き
参加者名簿	(協定の認定申請書に添付)
その他(計画参加者が取り組むべき事項等)	(規定なし)
(新規)	あつせんすべきことを求める場合の手続き

【あつせんすべきことを求める場合の手続の例】

法第126条第1項の規定に基づき県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

11

対応の方向性

○漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を対象とした資源管理計画の場合

→ 資源管理協定への移行不可。資源管理指針・計画体制廃止に伴い計画は廃止（取組はそのまま存続。数量の遵守をもって履行を確認。）。

※ 漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源以外の水産資源について、資源管理計画の下行われていた「IQ的な数量管理の取組」を資源管理協定の下でも継続することは可能（具体的な運用は要検討）。

○1者が作成している資源管理計画の場合

(ア) 漁業協同組合が1者で作成している場合

→ 計画に参加している複数の者で協定を締結。

(イ) 漁業者が1者で作成している場合

A. 資源管理計画の参加者が複数の場合

→ 計画に参加している複数の者で協定を締結。

B. 資源管理計画の参加者が1者の場合

→ 隣接海域において近似魚種を採捕する者若しくは同一の漁業種類を営む者又は類似する計画に参加している者で協定を締結。

12

資源管理協定への移行（内容の変更②）

● 加えて、以下の基準に該当する内容とする必要がある。

(1) 資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なものであること。

(2) 不当に差別的にはないこと。

(3) 取組内容が以下を満たすものであること。

① 特定水産資源を対象とする協定の場合：対象となる管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものと認められるものであること。

② 上記以外を対象とする協定の場合：公的管理以外に対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。

(4) 以下の内容が、協定に参加する者に過重な負担を課すものではないこと。

① 対象資源の保存及び管理の方法

② 協定に違反した場合の措置

③ 協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項

④ 協定の変更又は廃止の場合の手続き

⑤ あっせんすべきことを求める場合の手続

これらの準備が整い次第、順次、資源管理協定の認定申請を行う。

13

内容変更の方向性（案）

○資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なものであること。（認定基準(1)）

- 資源管理基本方針又は都道府県管理方針に、対象となる水産資源を記載。
- 資源管理方針に記載された資源管理目標の達成に寄与する内容。

○特定水産資源を対象とする協定の場合は、対象となる管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。（認定基準(3)①）

- 協定に以下のいずれかを記載。
 - (ア) 漁獲量の積み上がりを抑制するもの（公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置など）
 - (イ) 数量管理に直接的に効果的なもの（数量のグループ管理、「IQ的な数量管理の取組」など）
 - (ウ) 間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの（実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁など）

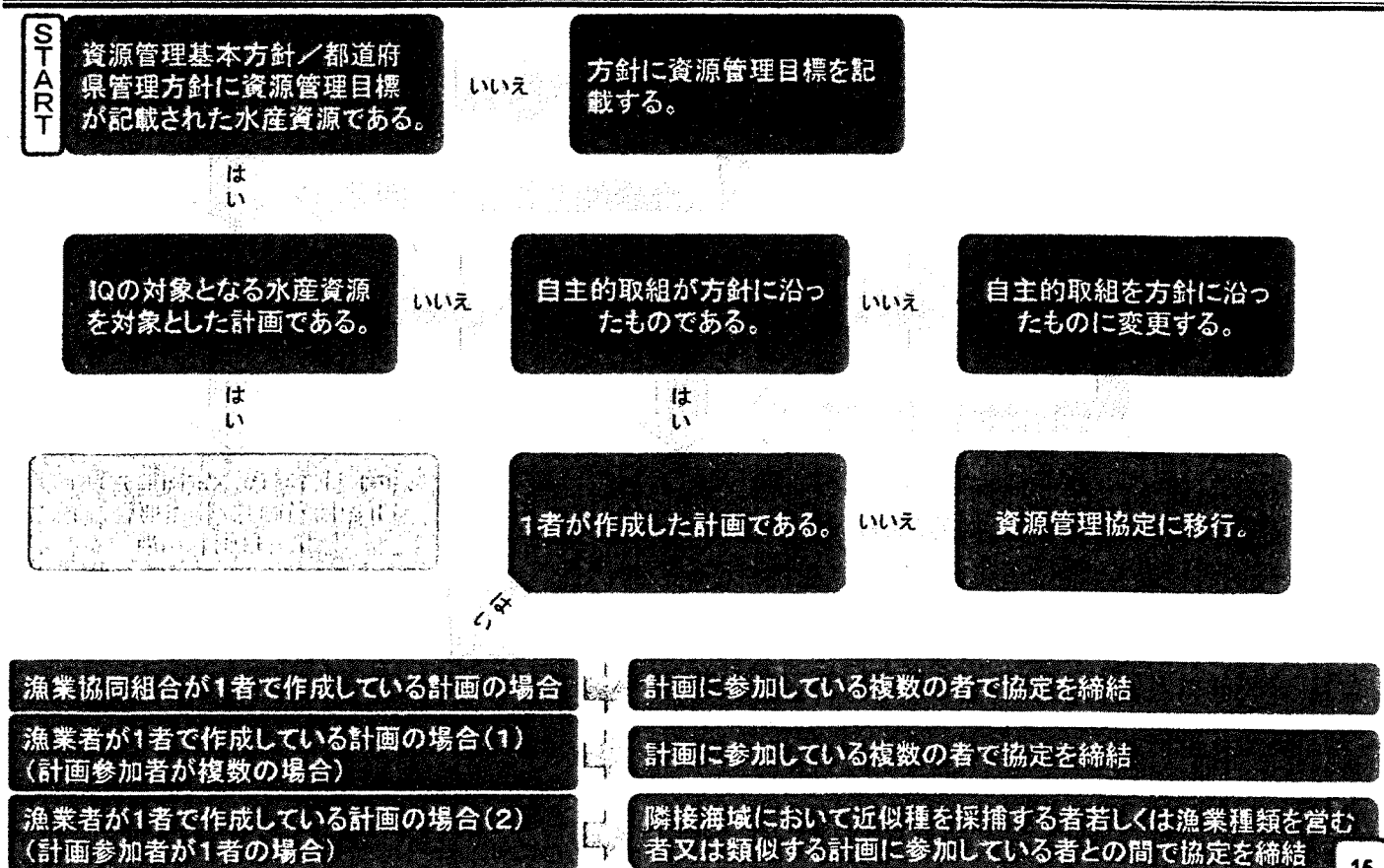
※ 履行確認時に、これらの取組の結果、漁獲量の管理が行われていることを確認することとし、仮に設定された漁獲上限を超過している、あるいは超過する危険性の高いことが判明した場合には、取組内容を見直し。

○特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定の場合は、公的管理以外に対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。（認定基準(3)②）

- 協定に資源管理方針に定める資源管理目標の達成を促進し、実質的に漁獲量又は漁獲努力量の削減に資するもの、若しくは資源回復に寄与するものを記載。

14

まとめ：資源管理協定への移行フローチャート



15

履行（取組状況）確認

- 以下の2点をもって、資源管理協定を履行していることを確認する。
 - ① 協定に記載された取組を履行しているか(確認手段は現行の継続が基本)
 - ② 漁獲量や漁獲努力量等の漁業関係情報の報告を行っているか(報告内容は今後検討)
- 少なくとも年1回、定期的に資源管理協議会において確認を行う。協議会の構成は現行の継続を基本とする。

〈現行の履行確認手段〉

資源管理措置	履行確認手段(例)
休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
係船休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊時写真
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
区域、期間別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各漁協記録の日別、操業時間簿(出漁時刻、港時刻)
漁具規制 (光力、網目、漁具数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具、操業設備の写真
操業区域規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS、VMSなどの記録
漁獲物規制 (体長制限、産卵親魚採捕制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場や漁協の再放流データ ・ 操業日誌 ・ 市場水揚伝票
種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・ 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟造成等に参加した証拠書類

16

資源管理協定の評価・検証

- 資源管理状況の評価・検証は、資源管理協定においても定期的に実施し、必要に応じ取組内容の見直しを行う。
評価・検証の場は引き続き資源管理協議会を想定。
- 時期については、資源評価結果やCPUE等の科学的指標に基づき、協定の有効期間の半ばと終了時(例:5年間の協定の場合は3年目と5年目)に評価・検証を行う。
- 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、水産庁または各都道府県の水産関係課のホームページにおいて公表する(公表内容・形式は今後検討)。

	現状	今後
場所	資源管理協議会	資源管理協議会(現状と同じ)
時期	計画策定後5年を経過しない時期	協定の有効期限の半ばと終了時
公表	一覧表形式で水産庁HPに掲載	取組内容や評価・検証結果は原則すべて公表。 ・ 国が認定したもの:水産庁HPに掲載 ・ 都道府県が認定したもの:各都道府県の水産関係課HPに掲載+水産庁HPにリンク付け

17

資源管理協議会の今後

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理協定へ移行完了後、廃止するが、資源管理協議会の枠組みを利用しつつ、業務内容や構成員に修正を加える。
 - ① 業務内容は、「指針・計画に関すること」を「方針・協定に関すること」に修正。
 - ② 構成員として、従来より水産試験場等の研究機関が含まれているが、今後は、資源評価に関する専門的知見を有する研究者等の参加を推奨する。
 - ③ また評価・検証には、従来に引き続き、②に加え、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する者など)の参加を必須とする。(例：地元大学の研究者など)

《現状》

業務

- 1 指針の策定に際しての関係者間の協議
- 2 計画の作成指導
- 3 計画に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量)に対する履行確認
- 4 指針の策定、見直し及び計画の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 指針の見直し並びに計画の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の本事業の実施に当たり必要となる業務

構成員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

《今後》

業務

- 1 方針の策定に際しての関係者間の協議
- 2 協定の作成指導
- 3 協定に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する)履行確認
- 4 方針の策定、見直し及び協定の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 方針の見直し並びに協定の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の資源管理方針・協定体制の実施に当たり必要となる業務

構成員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関(資源評価の専門家が望ましい)
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

18

まとめ

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づく資源管理協定へと、令和5年度末までに移行し、移行完了後、従来の体制は廃止する。
- 資源管理計画から資源管理協定に移行した場合の変更点は、以下の通り。
 - ① 資源管理指針に基づくものから、資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づくものへ移行。
 - ② 資源管理協定の対象となる水産資源の漁獲量及び漁獲努力量等の漁業関係情報を履行確認時に報告。
 - ③ 資源評価結果の公表ごとに資源管理の状況の評価・検証を行い、必要に応じ、取組内容を見直し。
(資源評価が未実施の水産資源を対象とする協定については、協定の有効期間の半ばと終了時に実施。)
 - ④ 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、ホームページで公表。

19